

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第2(2)号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の所管に属する学校の項中「教育委員会事務局総務部調査課長」を「教育委員会事務局総務部学校事務支援室長」に改める。

別表第2環境政策局の項中「循環企画課」を「ごみ減量推進課」に、

「

	まち美化推進課	調査係長	を
事業系廃棄物対策室		企画係長	

」

「

	まち美化推進課	調査係長	に改め、同表行財政局の
	廃棄物指導課	規制係長	

」

項中「福利係長」を「共済企画係長」に、「改革調整係長」を「行政経営係長」に改め、同表総合企画局の項中「政策企画室」を「総合政策室」に、

「

市長公室	秘書係長（総合企画局長が別に定める事務に係るものにあつては、報道係長及び政策調査係長）	を
------	---	---

」

「

市長公室	秘書係長（総合企画局長が別に定める事務に係るものにあつては、報道係長及び	に、「市民協働企
------	--------------------------------------	----------

」

	政策企画係長)
リニア誘致推進室	リニア誘致推進係長

画係長」を「市民協働係長」に改め、同表産業観光局の項中

商工部	産業総務課	計理係長
	産業政策課	調査係長
	中小企業振興課	経営支援係長
	商業振興課	企画係長
	伝統産業課	工芸係長

を

産業戦略部	産業総務課	計理係長
	産業政策課	調整係長
商工部	中小企業振興課	経営支援係長
	商業振興課	企画係長
	伝統産業課	工芸係長

に改め、

産業技術研究所	企画情報室庶務係長
---------	-----------

を削り、同表都市計画

局の項中

都市づくり推進課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
----------	-------------------------

を削り、

都市計画課	調査係長
-------	------

を

	都市計画課	調査係長
まち再生・創造推進室		空き家対策係長

に改め、同表建設局の

項中

調整管理課	管理係長
-------	------

を

土木管理課	管理係長
橋りょう健全推進課	調整係長
河川整備課	調整係長

に、

道路明示課	調整係長
自転車政策課	調整係長

を

道路明示課	調整係長
自転車政策推進室	調整係長

に、

道路環境整備課	調整係長
---------	------

を

道路環境整備課	調整係長
用地課	調整係長

に、

水と緑環	緑政課	業務推進係長
------	-----	--------

を

境部	河川整備課	調整係長
----	-------	------

みどり政策推進室	調整係長
----------	------

に改め、

事業推進室	調査係長
-------	------

を削り、同表教育委員

会事務局の項中「情報化推進係長」を「学校事務支援係長」に、「東山泉小中学校教育企画推進室」を「新工業高校開設準備室」に改め、同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中「教育委員会事務局総務部調査課学校経理係長」を「教育委員会事務局総務部学校事務支援室学校経理係長」に、「及び東山泉小中学校開設準備室」を削り、「学校統合推進室計画係長」を「計画課計画係長」に、

京都まなびの街生き方探究館	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
---------------	-------------------------

を

京都まなびの街生き方探究館	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
教育相談総合センター	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会計室)